

日中サービス支援型共同生活援助に係る評価について

1. 要旨

日中サービス支援型共同生活援助は、障害者の重度化・高齢化に対応するために平成30年度より創設された共同生活援助の類型であり、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるサービスである。

事業者は、事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされている。

また、必要に応じて、事業指定の申請にあたっては、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けるものとなっている。

そこで、本市における日中サービス支援型共同生活援助の評価については、以下のとおりとする。

2. 協議(評価)の場

評価に関する協議の場は、「越谷市障害者地域自立支援協議会幹事会」で行う。

評価者は自立支援協議会全体会の座長、副座長、地域生活支援専門部会長、連絡会代表(知的・精神)、各基幹相談支援センター、その他構成員が指名するものとする。

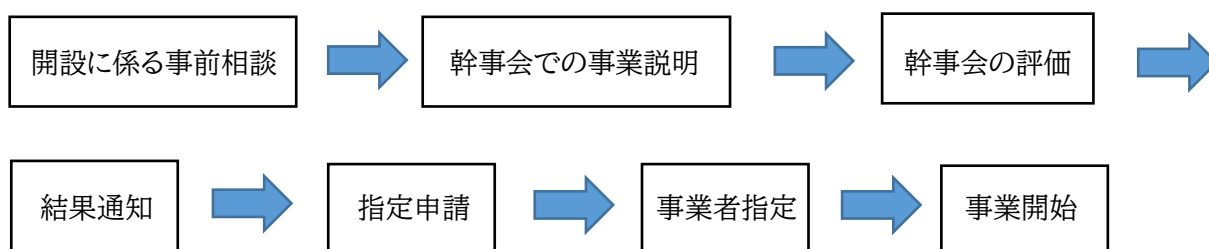
事業者は、事前に資料を提出し、幹事会に出席して事業の説明、報告を行う。事業者の説明員は、当該法人の職員であって、事業について説明や質疑等の受け答えが出来る者とする。なお、事後評価については、原則、管理者又はサービス管理責任者の出席は必須とする。

3. 評価方法について

本市では、当該サービスの趣旨や制度の理解を深め、事業開始後のサービスの質の確保を図る観点から、事業開始前の事前評価を必ず実施することとする。

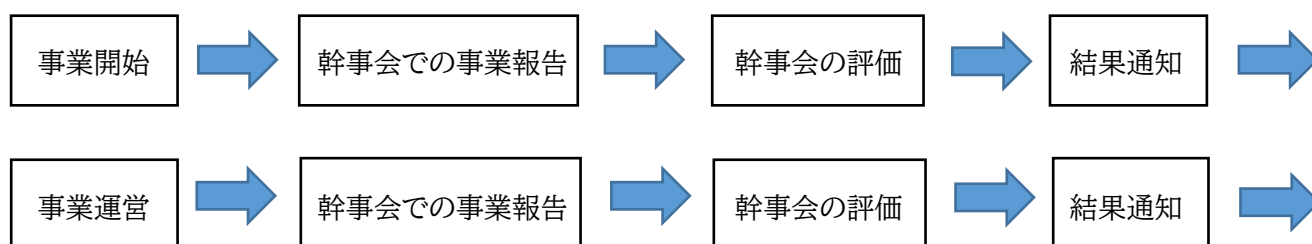
また、事業開始後は、事業者指定された年度の翌年度以降、年1回は必ず事業の実施状況を報告し、事後評価を実施することとする。

(1)事前評価について



【提出資料】①評価依頼書・評価シート(定型様式)、②平面図・配置図、③契約書・重要事項説明書、④その他説明に必要な書類

(2)事後評価について



【提出資料】①評価依頼書・評価シート(定型様式)、②その他説明に必要な書類

(3)幹事会の開催日程について

幹事会は原則、奇数月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)の第3木曜日、午後1時30分から開催するものとする。開催の決定は、開催月の前々月末日まで(5月であれば、3月末日まで)に事業者より評価依頼書の提出があった場合に行うものとする。ただし、評価を希望する事業者が重なった場合は、個別に日程・時間等の調整を行う。

4. 評価結果について

幹事会での協議後、2～3週間程度をめぐり評価結果を事業者に通知する。また、越谷市障害者地域自立支援協議会全体会及び市内相談支援事業者にも評価結果を共有する。